

サポート会員入会基準

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者である団体・企業等は、入会することができない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブル・パチンコ・パチスロに関する業種
- (3) 先物取引に関する業種
- (4) 消費者金融に関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、財団サポート会員として適当でないと理事長が判断した事業者